

第4章 プランの推進体制

1 プランの推進体制

第4期プランを進めるにあたり、教育行政をよりよいものにし、市民への説明責任を果たし、信頼性の向上を図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行います。基本施策の目的（ゴール）に対する各年度の達成度や進捗状況の点検を行ったうえで、取組の課題や有効性を検証します。その結果を踏まえ、取組内容・手法の工夫や工程の修正、社会状況の変化に応じた見直しや新たな施策の立案など、必要な改善・見直しを行い、基本施策の目的（ゴール）に向けて取り組みます。また、児童生徒の現状を把握し、適切に取組を実施するための調査を実施します。

さらに、今後は、学校だけでなく、家庭や地域、そして区役所などの行政機関との連携・協働が一層重要になります。こどもたちを地域社会全体で育てるために、家庭や地域の教育力を高める取組を進め、社会全体で、「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」を育む環境を整備します。

R-PDCA サイクル

